

高専情報環境に係る情報セキュリティ対策業務 加点項目

| 評価項目(要求要件) | 評価点 | 評価観点 |
|--|-----|--|
| 4. 情報セキュリティに関する要件 | | |
| 4.3 対象システムの監視 | | |
| (6)対象システムの安定稼働や利用者または対象システムの要保護情報に対する重大侵害行為を検知した場合には、直ちに、機構担当者へ連絡を行い、必要かつ推奨する対応について助言やサポートを行うこと。必要な対応作業を受注者側で行う場合は加点する。 | 10 | 必要な対応作業を受注者側で行う提案があれば10点を加点する |
| 4.4 対象システムの対策 | | |
| (2) 対象システムに対する脆弱性については、以下の既知の脆弱性を排除すること。それ以外の脆弱性を排除する場合は加点する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ SQL インジェクション脆弱性 ・ OS コマンドインジェクション脆弱性 ・ ディレクトリトラバーサル脆弱性 ・ セッション管理の脆弱性 ・ クロスサイトスクリプティング脆弱性 ・ クロスサイトリクエストフォージェリ脆弱性 ・ クリックジャッキング脆弱性 ・ HTTP ヘッダーインジェクション脆弱性 ・ バッファオーバーフロー及び整数オーバーフロー脆弱性 上記項目以外にも、システムへ影響を及ぼしかねない脆弱性を検出・認知した場合には、機構担当者へ速やかに報告を行うこと。 | 10 | 左記の脆弱性以外を排除する提案があれば10点を加点する。 |
| 5. その他 | | |
| 5.4 技術提案について | | |
| プレゼンテーションにより、情報セキュリティ対策業務の実施体制について評価する。 | 30 | 情報セキュリティ対策業務の実施体制や実施上の工夫について評価する。 1位30点、2位20点、3位15点、4位以下10点とする。 |
| 5.6 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 | | |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業等)及び、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業(ユースエール認定企業)については加点するので、認定されていることが確認できる書面の写しを提出すること。 なお、配点は別紙評価基準により、複数の認定が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点することとする。 | 5 | 【えるぼし認定企業】 1段階目(認定基準1～2つ〇):2点(※1) 2段階目(認定基準3～4つ〇):4点(※1) 3段階目(全認定基準5つ〇):5点 行動計画策定:1点(※2) 【くるみん認定企業】 くるみん(旧基準):2点 くるみん(新基準):3点 プラチナくるみん:4点 【ユースエール認定企業】:4点 (※1)「労働時間等の働き方」に係る基準は満たすことが必要。 (※2)行動計画の策定義務がない事業主に限る |
| 5.8 サプライチェーンリスクマネジメントについて | | |
| サプライチェーン・リスクに関し、以下の資料を提出し、対策を講じていることを証明した場合は加点する。 ・当該システムに関して、想定されるサプライチェーン・リスク及びそれに対する軽減策についての説明資料 ・想定されるサプライチェーン・リスクに鑑み、当該システムで使用される機器を選定した理由に関する説明資料 ・調達機間の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類 ・当該システムに調達機間の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査等を実施する手順及び体制を示す資料 ・各種認証取得に関する資料 ・我が国政府機関における類似のシステム構築・運用実績 | 20 | 対策が講じられていると認められる場合は各項目ごとに3点を加点する。 各種認証取得について、複数取得している場合はさらに2点を加点する。 |
| 75 | | |